

[事案 2022-84] 満期保険金支払請求

・令和5年1月10日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由に、満期保険金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成3年2月に契約した定期保険特約付終身保険（契約①）について、平成7年3月に減額し、同時に医療保険（契約②）を契約した。そして、平成9年10月に契約①②を定期保険特約付終身保険（契約③）に転換したが、保険会社が経営破綻したことに伴い、契約③は平成12年10月に減額されたうえで、他の保険会社に承継された。さらに、平成17年9月に契約③を定期保険特約付終身保険（契約④）に転換し、その後、契約④は、保険会社の合併に伴い現在の保険会社に承継され、平成27年9月に自動更新されたが、以下等の理由により、契約①の満期保険金を支払ってほしい（請求①）。また、平成27年9月の自動更新前後の保険料の差額を支払ってほしい（請求②）。

- (1) 請求①について、契約①は満期保険金がある貯蓄型の保険であることが決め手となり加入した。しかし、その後、募集人から転換を勧められ、保険料や返戻金の説明を隠されたうえで、ほとんど掛け捨ての保険を契約させられた。
- (2) 契約①の契約後、保険証券により満期保険金があることを確認した。
- (3) 請求②について、契約④の募集時、更新後に保険料が上がることの説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 請求①について、契約①は満期保険金のない契約であり、申立人が主張する金額の根拠も不明である。
- (2) 請求②について、契約④の自動更新は約款の規定にもとづき行われており、更新案内および自動更新通知を申立人の登録住所に発送している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換に関する経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不十分等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。